

教員養成部会における審議のまとめ について

令和8年10月20日

初等中等教育局教育職員政策課

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)【概要】

- 令和6年12月25日、文部科学大臣より、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について、中央教育審議会に諮問。
- 令和7年10月15日、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、上記諮問を踏まえた議論の論点整理を提示。

多様な人材を教職に導くとともに、教師を生涯にわたって学び続けられる魅力あふれる仕事にできるよう、以下の改革を実施。

社会の変化や指導要領改訂等を見据え、教師の質を維持・向上させるための

①教職課程の在り方／②採用・研修の在り方

○教員免許取得に必要となる共通的に学ぶ基礎的な内容を厳選し、併せて「強み専門性」に係る学修を位置付け

- 全体の単位数を厳選して多様な学部学科の学生が履修できる環境を整備しつつ、強み専門性に係る学修を含めれば現状に近い単位数を担保

○指導要領改訂と密接に連動した教職課程の抜本的アップデート

- (例)「多様な社会経済文化的な背景や特性の理解と包摂」、「学級経営」「教育の方法・技術及びデジタル学習基盤」の追加等
- 中学「情報・技術科」創設に対応した免許制度の在り方や環境整備等の検討
- 幼稚園教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭の教職課程改革

○現場の負担を軽減した質の高い教育実習の実現に向けた検討

- 上限の設定やテンプレートの全国標準化・電子化等ガイドラインの作成に向けた検討会を設置
- 教育実習のうち、一部を学校体験活動にすることを努力義務化

○大学内・大学間連携等を通じた質の高い教職課程の実現と地域における教員養成のハブとしての役割を明確化

○コアカリキュラムの目標の到達状況を確認するためのCBTの導入

- コアカリキュラム・CBT(教職課程)・教員採用試験一次選考の内容を連動

○学び続ける教師の為の研修の充実

- 指導要領改訂も踏まえた研修の充実等を検討

○大学院修学休業をより多様な研究や活動も対象とできるよう抜本的に拡充

○免許状を、基礎的な免許状・標準的な免許状・より上級の免許状に再編

- 免許状の上進を推進するための仕組み

③多様な社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

○特別免許状の授与判断を容易にするため、授与の基準等をより具体化

○免許状授与の適格性判断の方法について、多様な手段の導入を検討

- (例) 教員資格認定試験の弾力的な運用や大学院等での学修をもって特別免許状等の資質能力立証に活用する、等

○大学院新教育課程を通じて免許状の授与が可能となる方策の検討

○算数・理科等について小学校専科の普通免許状を新設

○高専卒業者の免許取得を可能に

○教師になった者への学部段階の奨学金返還支援等の仕組みに向けた制度設計



子供たちの学びの要である教師の質と量を持続的に担保し、
子供一人一人の主体的・対話的で深い学びを最大限引き出す。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

目次

I. 概要・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II. 改革の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

III. 主な改革事項

1. 教職課程の質と量の担保・向上・・・・・・・・ 7

- (1) 多様な学部学科の学生が教職課程を履修し
免許が取得できる環境の整備
- (2) 次期学習指導要領との密接な連動
- (3) 教職課程の確実な実現を担保する措置
- (4) 教師の資質能力の恒常的な向上
- (5) 幼稚園教諭、特別支援学校教諭、養護教諭
・栄養教諭の教職課程に係る主な改革事項
- (6) 児童生徒性暴力等の防止等に係る対応

2. 多様な専門性や背景等を有する社会人等が教 職へ参入しやすくなるような制度の在り方・・・21

- (1)
- (2) 特別免許状の授与促進に向けた能力立証に
関する検討
- (3) 臨時免許状の活用
- (4) 特別免許状入職者に対する支援のための加配
措置
- (5) 社会人による普通免許状取得ルートが多様化
- (6) 大学院新教育課程を通じた免許状の授与
- (7) 小学校専科免許の創設
- (8) 高等専門学校卒業者の教員免許取得

- (9) 隣接免許・隣接校種がより取りやすくなる制度改革
- (10) 社会人が一部の勤務時間において、学校の教育
活動を担う取組に係る、先進事例の創出
- (11) Plantを活用した幅広いチーム学校メンバーへの
研修機会の提供
- (12) 社会人が途中で入職した場合の給与等の在り方
- (13) 高度な能力を有する社会人の入職の促進方策
- (14) 他校種・他教科の免許をより取りやすくする方策
- (15) 教師の魅力を伝え、その志望者を増やすための
広報戦略

3. 今後更に検討・議論が必要な事項・・・・・・・・27

- (1) 国と地方の役割分担の在り方
- (2) NITSの在り方
- (3) 教職課程の質担保の在り方
- (4) 生成AI時代の教師・学校の役割
- (5) 教師となった者への経済的負担軽減

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

I. 概要・位置付け

教師の質と量の確実な担保・向上を図り、短期的にも中長期的にも持続可能・実現可能な教員養成・採用・研修に係る制度等を実現するために、明治期・戦後に連なる第三の抜本的な改革を行う。それにより、生成AI時代の子供たちの資質・能力の育成を支える「学びをデザインする高度専門職としての教師」の実現を目指す。改革の実行に当たっては、制度の趣旨・目的に立ち返り、その趣旨・目的の実現の観点から制度の再設計を行う。

令和3・4・6年度答申で示された方向性に基づき、特に養成を中心にその加速化の観点から具体的な方策を示すものである。これらの方策に加え、各ワーキンググループや作業部会のまとめにおいて示された方針も踏まえながら、教員免許制度の在り方を改革する。

改革の実行に当たっては、最初に設定した完成形を目指すのではなく、設計・実行に当たって常に問い直し、より良い制度となるよう柔軟な改善を図る。

子供たちの学びの要である教師の質と量を持続的に担保し、子供一人一人の主体的・対話的で深い学びを最大限に引き出す。

Ⅱ. 改革の方向性

学校が担う役割が増加・変化し、今後も変わりうる中、学び続ける「高度専門職業人」「学びをデザインする高度専門職としての教師」を実現する観点で、質の担保・向上も必須。

教師のなり手不足の深刻化・採用倍率の低下等に対応するためには、これまでもそしてこれからも取り組んでいく学校における働き方改革・教師の勤務環境の改善を含め、教師の魅力を高める総合的な方策が必要である前提で、そのうち特に免許保有者を拡大する対応も必須。

社会の多様な専門性を有する人材を教職に呼び込むこと自体が、質の担保・向上につながる側面もある。

上記を通じて、質と量を担保し、向上を図るため、

- (1) 免許制度を、教育をつかさどる上で、入職時点で求められる資質能力を担保するものと定義し、その要件を厳選
- (2) 免許に求められる資質能力が確実に身に付く教職課程等を実現
- (3) 求められる資質能力が確かに身に付く前提で、それを担保する選択肢を拡大
- (4) 教師としての資質能力は、採用・研修も含め、教職生涯を通じて学び続けて伸ばしていくものとして設計
- (5) 教職課程を履修する学生が、質の担保された教職課程において、自律的・主体的に自らの学びをデザイン（学び手を主語とする）

を中心に据えて改革を実行する。併せて、これまでの、養成は大学、採用・研修は教育委員会等という役割分担から、両者が常に一体となって養成・採用・研修を行う形に転換。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

質の確保については、

- (1) 大学における教員養成の趣旨の実質化
 - (2) 教職課程の質保証
 - (3) 専修免許状を目標に設定
- とする改革を実行。

量の確保については、

- (1) 多様な学部学科の学生が教職課程を履修し免許を取得できる環境の整備
 - (2) 多様な社会人が免許を取得しうる環境の整備
 - (3) 社会人が在職したまま学校でも働ける環境の整備
- を実施。

Ⅲ. 主な改革事項

1. 教職課程の質と量の担保・向上

(1) 多様な学部学科の学生が教職課程を履修し免許が取得できる環境の整備

- 免許においては、教育をつかさどる上で初任時点に求められる資質能力を担保するものとし、共通的に学ぶ基礎的な内容を厳選・再構造化（教員採用選考はそれを確認するものとして位置付け）。「各科目に含めることが必要な事項」については、事項ごとに大学における科目に一对一に対応付ける必要はなく、適宜分割・統合等を行いつつ実施。
- 教職課程の必要単位数外で修得が求められている一般教養科目（いわゆる施行規則66条の6科目）についても必要に応じて教職課程に内在化（具体的には、日本国憲法については「教育法規」の中に、データ活用・AIについては、教育データ・AIとして、それぞれ教職課程に内在化。外国語コミュニケーション及び体育は教職課程に位置付けない整理（後述））。
- 介護等体験も教育実習内に位置付け（通常学級においても特別支援の観点での体験もできることから、特別支援学級・学校での実習機会を含めた教育実習によって介護等体験として整理）。
- 教育実習のガイドライン作成に向けた検討会を設置（後述）。学校体験活動の努力義務化による実習期間の分散等により、大学・実習校・学生それぞれの負担を軽減（検討に当たっては校種ごとの教育実習の状況も考慮）。
- 「強み専門性」を新設（後述）。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(2) 次期学習指導要領との密接な連動

- 「学び続ける力」を学ぶこと、自分がどういった教師を目指すかを常に振り返ることを、学生の自律的、主体的な学びのデザインの観点からカリキュラム全体の基盤をなすものとして、教職課程上位置付け（その際、履修カルテの位置付けと更なる活用等も併せて検討）。
- 「各教科の指導法」と「各教科に関する専門的事項」は、深い学びの実装に向け、各学校種の学習指導要領に即した形で一体的に学修。
- 共通で学ぶべき内容を、「教育の基本と教科等の指導法」と「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2つに整理した上で、次期学習指導要領を念頭に以下の内容を追加（法令上位置付けるのか、コアカリキュラム等で示すのかは要整理）。追加によって学習が形式的な単位の積み上げ（スタンプラリー化）にならないよう留意。
 - ・ （小学校等）教育の基本
 - ・ 校種間の接続
 - ・ 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法
 - ・ 教師としての適応力・回復力・自己管理／調整能力の育成
（いわゆる施行規則66条の6科目である体育との関係を含め今後検討が必要）
 - ・ 幼児、児童及び生徒の個々の多様な社会経済文化的な背景や特性の理解と包摂
 - ・ 学級経営（教師と子供の信頼関係、子供同士の間関係の構築）

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(2) 次期学習指導要領との密接な連動 (続き)

- 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供」とした上で、2単位に拡大。
- 「教育の方法及び技術」と「情報通信技術の活用」については、一体的に学習することとすると共に、「情報通信技術の活用」は「デジタル学習基盤」とし、「教育の方法・技術及びデジタル学習基盤」とする。
- AIの活用については、教師の業務の代替にとどまらない、教師の専門性の補完・拡張という考え方が重要。教師による教育的な意図のもとに学習場面の中でAIが活用されることが重要。教師が自律的に専門的な判断を行うことを前提としつつ、AIを効果的に活用し能力を拡大・拡張する方法やその考え方を教職課程を通じて身に付けることが重要。具体例については、「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」等において技術の進展に応じ記載。
- 個々の児童生徒に応じて編成する特別の教育課程（いわゆる2階建て部分）の指導については、相当免許主義に基づく免許法の趣旨を踏まえ、特別の教育課程であっても免許状を有する教員や相談支援体制など適切な指導体制の整備は重要。その上で、教育課程部会等における不登校、日本語指導、特異な才能に係る議論を踏まえ、必要な指導体制の検討を進めつつ、分野に応じて扱いを異にするものの、まずは、①教師が指導計画の策定と評価を行うとしつつ、個別の類型によっては、②一定の資質能力を有するスタッフが教師と密に連携・協働した上で、日常的な指導に当たることを許容。当該資質能力は勤務や経験を通じて更に向上させていくものとして整理。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(2) 次期学習指導要領との密接な連動 (続き)

- 次期学習指導要領において創設される方向性の「情報・技術科」を全ての中学校で着実に実施できるようにするため、教師の計画的な養成・確保に資する免許制度の在り方等について検討を行い、適切に指導が行われる環境を整備することが必要であり、その際は以下の選択肢も含めて検討。
 - ・ 現行の技術・家庭科（技術分野）免許について、大学の養成課程の増加。なお、教職に関する科目について、教科の専門的事項で代替できるようにすることについては、現行との関係で要整理（後述）
 - ・ 情報・技術科のうち、情報分野のみを対象とするような新たな免許制度を創設（例えば、「情報・技術科（情報分野）」など）し、高校の情報科の免許と共に取得
 - ・ 教員資格認定試験に中学校「情報・技術科（情報分野）」を創設し、高校の情報科の免許と共に取得
 - ・ 高校の情報科の免許保有者が、中学校の情報・技術科のうち情報分野を指導できる、中学校の情報・技術科の免許保有者が、小学校の総合的な学習の時間の情報の領域を指導できるようにする等の措置
 - ・ 国内全域から受講可能な免許法認定講習や、都道府県等が実施する認定講習の抜本的充実
 - ・ 現行の技術・家庭科（技術分野）の免許保有者に対し、情報分野に関する指導力の向上に向けた研修の実施
 - ・ 新たな免許制度として「情報・技術科（情報分野）」を創設する場合、特別免許状の授与の促進

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(3) 教職課程の確実な実現を担保する措置

- ①教職課程の「質」の重視、②子供の学びの過程を中核とした「理論」と「実践」の統合、③学生自ら取り組む密度の濃い深い学修、を教職課程（カリキュラム）のデザイン原理と定義。
- 教職課程の実施側だけではなく、教師を採用する教育委員会や教師を受け入れる学校側の観点からの質保証の必要性。
- いわゆる教職に関する科目について、その学修は、「大学における教員養成」の趣旨を十分に踏まえ、学問に裏付けられたものとして実施され、学生がもともと持つ「観」の転換が図られると共に、教育委員会・学校や保護者が児童生徒を安心して任せられるよう、教師として職務に当たる能力が、学修を経た免許授与時において確実に身に付いていることが必要。
- 「大学における養成」に立ち返り、学士の学位課程と教職課程の結節点となる「強み専門性」に係る学修20単位程度を標準的な免許状の授与要件とすること（基礎と強み専門性の2つの柱）を基本とする。「強み専門性」の前提として、基礎的な内容が確実に身に付いたジェネラリストとしての教師であることも重要。「強み専門性」は、従前の「大学が独自に設定する科目」とは異なるものとする。
- また、強み専門性の20単位については、
 - ・ 学位課程及び教職課程との密接な関係性・一貫性があること
 - ・ 20単位として一貫性・体系性があることを教職課程認定審査において確認（これまでの教職課程の認定において学位課程との関係で教職課程を位置付けてきたことを改めて明確化）。20単位の中において、特に探究的な学びを実現。教職課程を全学的な体制の下で実施。20単位の具体的なイメージが必要。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(3) 教職課程の確実な実現を担保する措置 (続き)

- 養成段階で学修した強み専門性と現場のニーズのマッチングが必要。
- 働き方改革など現場の負担の軽減と質の担保を両立する観点から、教育実習に関するガイドラインの策定に関する検討会を設置し、議論。
- ガイドラインに含みうる点として、次代の教育実習の在り方を含めて以下の点等を検討。検討に当たっては、教職の魅力が適切に伝わることも含めた質の担保と柔軟で多様な実習の持続可能な実施の両立が必要。
 - ・ 大学側が教育実習の質の保証に責任を持つこと及び、管理・指導・支援することの明確化（教職課程認定で指定様式の提出を義務化）
 - ・ 連絡調整を学校設置者と大学が実施し、目的を共有（協議会における調整の必須化）
 - ・ 大学側による事前事後学習の充実
 - ・ 大学側による授業確認（オンライン含む）を義務化
 - ・ 観察・参加・実習（模擬授業）の時間数や課題の量等に係る上限規制
 - ・ 手書き書類テンプレートの全国標準化・電子化（学校側の記入内容の削減）
 - ・ 1校当たりの受け入れ学生数の上限を設定（平準化）
 - ・ コアカリキュラムの見直し
- 学校体験活動の努力義務化。（将来的な必修化についても検討）（再掲）学校ボランティアや学習支援員など、学校体験活動として幅広く単位認定を可能に（現場の負担増とならないよう、むしろ現場の助けとなるように設計。大学の事前事後学習や活動への支援が重要）。母校実習は学校体験活動の中で行われるものとして位置付けることを検討。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(3) 教職課程の確実な実現を担保する措置 (続き)

- 教職員支援機構 (NITS) が教育実習の質担保に関与する必要性について更に検討が必要。
- 小学校の基礎的な免許状において、全教科 (10教科) の学修を必修化。
- 質の高い教職課程の実現と地域における確実な教員養成の担保の観点から、大学内・大学間連携に係る、大学設置基準等より上乘せとなっている教職課程認定基準上の要件を見直し、地域アクセス確保特例等の最新の大学設置基準等に合わせることで、大学内・大学間連携 (コンソーシアム含む) を強力に促進。国立大学に対しては、第5期中期目標・中期計画の策定に向け、当該基準の改正も踏まえた学内外の連携による資源配分の最適化の検討を促す。併せて、教師の質と量の確保に責任を持つ観点から、これまでの一大学で実施する教職課程の体制から転換を図り、地域の教員養成のハブとして、国立教員養成大学／学部 の在り方・役割・意義を更に明確にしつつ、第5期へ向けて検討を加速。その際は教育委員会が大学等と協力し一体となって教員研修を実施すると共に、附属学校との一体的な改革も必要。
- デジタルな形態を含む新たな教科書を適切に用いた教科指導をできるようにすることはもちろん、デジタル学習基盤が学校において確実に活用されるよう、教職課程においてこれらを日常的に利用した学習機会を担保。
- 大学が自ら実施する教職課程の自己点検・評価やFD/SD等の強化、学習指導要領の改訂やデジタル学習基盤の充実等を踏まえ、教職課程を教える教員の質の更なる向上の必要性。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(3) 教職課程の確実な実現を担保する措置 (続き)

- コアカリキュラムを見直し・新設。CBT問題を作成の上、Plant（全国教員研修プラットフォーム）に搭載（Plantを改修し、養成段階から利用可能に）。コアカリキュラム及びCBT問題を、令和9年度から共同実施される教員採用試験一次選考と連動。
CBTは、反転学修含め、授業の事前事後学習において利用。コアカリキュラムに定める目標の到達状況の確認にも活用（CBTで確認できる全体目標は、資質能力の一部である前提、達成すべき必要条件であって十分条件でない点、大学における教員養成の趣旨を踏まえ、教職課程の目的がCBTの結果の確保とならない点に留意。また、当該CBTの導入により、教師を志望する学生の減少や免許取得者の減少とならないよう、制度設計において留意）。
- Plantに搭載されているデジタルコンテンツを活用した教職課程の学修基盤の充実も併せて必要（FD/SD等の強化にも利用）。
- 実地調査の強化等の認定後の質保証方策及び文科省の体制強化。
- 当該質保証は、高等教育全体の質保証（厳格な成績評価や教学マネジメントの確立）とも連動し検討。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(4) 教師の資質能力の恒常的な向上

- 教師の資質能力は、採用段階における担保で完結するものではなく、教職生涯を通じた研究と修養により向上させ続けることが必要であり、協議会において養成（教育実習等）・採用・研修（初任研、中堅研等）について幅広く協議することが必要。協議会に関する状況把握と、その上での活性化策を検討することが必要。
- 初任研と中堅研、対話（ワン・オン・ワン）と奨励の在り方、Plantの活用方法については、実態の把握をした上で、活用促進方策や改善方策を検討していくことが必要。初任研については、養成段階で強み専門性を学修していることを前提に再設計が必要。
- 教員採用選考における第一次選考の共同実施を通じて、問題の質の担保を図りつつ、コアカリキュラム・CBT問題と連動（再掲）。
- 高校生段階からの教師入職志望者の掘り起こしについては、
 - ・ 地域教員希望枠の学生の教員就職率や地域定着率が他の学生よりも高い大学の事例も踏まえ、他の教員養成の取組にも拡大すること（その際は横展開の観点から広く情報を共有すること）や、
 - ・ 高校生を対象とした大学による科目の提供については、大学の単位として認定するなど、受講する高校生のメリットを考慮した検討などが必要。大学や教育委員会以外の多様な主体による志望者の掘り起こしにつながる取組も重要。高校生のインターンシップにおける教師体験も有効。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(4) 教師の資質能力の恒常的な向上 (続き)

- 入職前の研修の在り方も検討が必要。その際には入職前の研修と初任研を一体的に捉えて検討が必要。
- 「調整授業時数制度」の創設が検討される中、組織的な研究・研修の機会など、教師の資質能力向上の機会となるような設計について検討が必要。
- 小規模校に配置となっても、プロフェッショナル・ラーニング・コミュニティ／コミュニティ・オブ・ラーニングが維持される中で、その資質能力を確実に向上し続けられるよう、小規模校が連携した研修の先進事例の横展開等が必要。
- 小規模校を含め、学校間が連携した研修をはじめ、教師の日常的な学びと協働の実施のために、情報基盤が整備されることが必要。
- 児童生徒に係る能力測定が、自身の指導を見直すきっかけとなり、授業改善につながることを重要。能力測定に係る先進的な自治体の取組をベースとした、国による全国的なコーディネート機能を強化すると共に、学習評価としての能力測定の充実を図る。
- 次期学習指導要領に向けた検討では、学習の目標達成に向けた評価課題・学習過程を一体的に構想することを重視しつつ、評価に当たっては形成的評価を充実する方向性が示されており、そのための教師の資質・能力の育成が重要。形成的評価については、生成AIの活用について、国際的な枠組みも含めて積極的に研究し、効果的な利用を普及。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(4) 教師の資質能力の恒常的な向上 (続き)

- 学び続けたい教師を支えると共に教職の魅力を高める観点から、大学院修学休業については、「学び続ける教師」として、より多様な研究と修養のための休業を認める制度へと拡大（青年海外協力隊の参加なども含めて幅広く認める）。教師の学修した履歴は、受講した研修のみならず、教師がその資質能力の向上のために行った体系的な学修及び研究の履歴として把握されることが望ましく、研究と修養のための休業における学修成果についても、当該履歴の一部として記録し、その後の対話及び資質能力向上に活用することが適当。当該休業の際の生活保障としての給付金の在り方について要検討。
- 教師の資質能力の向上における、任命権者が行政の中で質の高い学びの余白を生み出し、服務監督権者が教師に伴走・支援することの重要性。
- 養成段階で学修した強み専門性については、勤務を通じて更に深化させ、大学院での学修を通じて専修免許状につなげることとする。当該専修免許状を踏まえて、主務教諭の積極的な任命につなげる。専修免許状取得の努力義務化については、今後慎重に検討。
- 大学院と教育委員会が連携し、学校現場や教育委員会における研修・教育実践に大学側が指導者として関与することにより、これらの研修・教育実践を幅広く上進に必要な単位として認める（免許法認定講習等として認定する）ことで、専修免許状への上進を容易にする（上進に係る単位認定に係るガイドラインの策定）。中堅研の実施者においては、大学等と協力し、受講者が上位の免許状を取得することが可能な環境を整備（特に教職大学院においては学校現場と連携し、幅広い研修機会を単位として認定）。
- 専修免許状取得に係る学修に関して、教育臨床研究的な学修を含むものとすると共に、学修全体の在り方については更に検討が必要。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(4) 教師の資質能力の恒常的な向上(続き)

- 現行の専修免許状については、最低在職年数を超える在職年数を有し、かつ、一定の要件を満たす者で大学側が認めた場合は、これを1年超えるごとに1単位ずつ(最高合計10年以上の在職で7単位まで)逡減する措置を新たに設ける(要件については今後更に検討が必要)。
- 教職大学院について、より柔軟な教育課程の編成を可能にするため、共通5領域の修得単位数を現在の20単位程度から10単位程度に縮減。
- 教職大学院等において、他校種・他教科の専修免許状をより取りやすくする方策について要検討。
- 現職の教師が自発的に教職大学院等を活用して学ぶことを支援する方策を検討。
- 学部段階から強み専門性に係る学修を行うことを踏まえ、免許状を以下の通り再編。
 - ・ 短期大学士を要件とし、共通的事項のみを学修する、基礎的な免許状
 - ・ 学士を要件とし、強み専門性を学修する、標準的な免許状
 - ・ 標準的な免許状から上進させる、より上級の免許状
- 基礎的な免許状から標準的な免許状への上進において必要な学修内容については、既に学習している内容も踏まえて更に検討が必要。
- 基礎的な免許状から標準的な免許状への上進に必要な勤務年数について、5年以上としているのを3年以上とし、中堅研のタイミングにおいて、10単位の取得で上進できる形に変更。
- 通常の任用だけでなく、臨時的任用や、非常勤の講師の資質能力の向上に係る方策も必要。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(5) 幼稚園教諭、特別支援学校教諭、養護教諭・栄養教諭の教職課程に係る主な改革事項

①幼稚園

- ・「幼児教育の基本」を新たに位置付けると共に、その学修において、小学校教育との接続も含めることを明確に位置付け
- ・「幼児理解の理論及び方法」等は0歳からを対象とし、教職課程全体で重視
- ・保育士養成課程における修得内容との整合性の向上を推進するなど保育士資格との併有を促進（併有のための学修の総単位数の在り方は要検討）
- ・保育士養成課程も併修する短期大学の学生に対する強み専門性の位置付けについて要検討
- ・国公私及び施設類型を超えて幼稚園教諭・保育教諭・保育士への研修、助言等を担う幼児教育センターの全国的な整備と教育委員会との連携・協力の必要性

②特別支援

- ・特別支援学校教諭の専門性の土台となる共通的な内容と、障害の種類等に応じた専門的な内容の観点から教職課程を再整理
- ・大学や学生の自律的な判断による学修を可能にする

③養護教諭・栄養教諭

- ・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動について、それらの指導法も含め学修することとする
- ・養護教諭については、心理・福祉等に関する資質能力の向上の観点から、心理及び福祉に関する内容を全ての学生が学修することとすると共に、強み専門性の一つとして、「心理」や「福祉」を位置づけ

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(6) 児童生徒性暴力等の防止等に係る対応

- 教職課程認定基準を改正し、教職課程で学ぶ学生に対する、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための学習機会の担保等の措置を徹底。
- 教職課程において、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律やこども性暴力防止法等も含めた、体系的な教育法規に係る学修の義務化。
- 特定免許状失効者等管理システムと、保育士特定登録取消者管理システム、こまもろうシステム（いわゆる日本版DBS）のログイン方法の統一による連携。
- 児童生徒性暴力等を理由とした失効者等への再授与、採用に係る法令上の厳格な措置の確実な実施とそのための文部科学省の体制の抜本強化。
- 教育委員会等が教員免許状の有効性をより容易に確認できるシステムの整備の必要性を検討。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

2. 多様な専門性や背景等を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

- (1) 入職時点で必要な資質能力の担保が図られ教員免許が授与されるルートは、大学における教職課程を原則としつつも、より多く認められる方向が重要。多様な経験を有する社会人が教師として教育に当たることは、多様な児童生徒への対応や高校改革への対応において非常に重要。多様な人材が組織として対応することで、複雑な課題により対応が可能となる。教職の質の担保は、教職課程の質の担保だけでなく、多様な人材が教職に就くことによっても、実現される。改革の実行に当たっては、社会への広報活動の工夫と共に、柔軟性のある改善が必要。
- (2) 特別免許状において、これまでの指針の周知にとどまらず、都道府県における免許授与促進の妨げになっている資質能力の立証の困難性を克服し、より出しやすい環境を整え、多様な社会人の入職を加速することが必要。具体的には、以下の可能性が考えられるところ、更に検討が必要。
- ・ 国における一定の授与基準・目安の提示。審査会の形式などの具体的な例示
 - ・ 教員資格認定試験の一部を用いた能力立証への代替（後述）
 - ・ 民間の取組に対する一定の認証
 - ・ 大学（院）における一定のプログラムの認定（後述）
 - ・ 独立行政法人教職員支援機構（NITS）におけるコンテンツ等を活用した入職者の能力立証
- (3) (2) の検討においては、併せて臨時免許状の活用についても、これまでの「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与」することは維持しつつも、授与に関して一定のルールを設けるなどによりその質担保を図りつつ、これまでの位置付けも含めて見直すことも含めて検討が必要。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

- (4) 特別免許状入職者に対する支援のための加配措置の可否等について更に検討。
- (5) 普通免許状においても、通常のルートとは別に、①教職特別課程、②通信制、③大学院新教育課程（後述）、④教員資格認定試験といった多様な選択肢を用意し、社会人がしっかりとした能力立証による多様な免許授与を可能とすべきであり、以下の点について更に検討。
- ① 教職特別課程については、大学院新教育課程（後述）と同様、強み専門性（現行の教科に関する科目）の履修をしていなくても、入学者選抜において、その点の立証をすれば入学を許可する。
 - ② 教員資格認定試験については、対象範囲（対象校種・教科）・実施方法・受験料など、試験の質担保のための方策や、試験合格後の研修の在り方も含めて、今後更に検討が必要。併せて、合否だけでなく、構成する科目の合格をもって特別免許状等の一部の能力立証に用いることを可能とすることについても検討。
 - ③ 通信制の教職課程の質担保の在り方について更に検討。なお、通学制と通信制の組み合わせについては、大学設置基準等との関係も踏まえた検討が必要。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(6) 大学院におけるプログラム（大学院新教育課程）を通じて、免許状の授与が可能とする方策について、以下の点について更に検討。

- プログラムは大学と教育委員会等の任用権者が協議して設定する履修証明プログラムとし、受講者の決定プロセスにおいて、入職の選考も同時に実施する。
- プログラムの設定に当たっては、国において、全国的な免許状の取得状況等も踏まえて開設者を決定する。
- プログラムにおける学修を開始するにあたり、無給となる期間が生じる点への対応として、以下の選択肢の可能性。
 - ・ 常勤の講師等としての採用（その場合は臨時免許状を付与）
 - ・ 学習指導員や特別非常勤講師等としての採用
 - ・ 教育訓練給付金の対象となるよう、当該プログラムを職業実践力育成プログラム（BP）の要件を満たす履修証明プログラムとすること

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(6) 大学院におけるプログラム（大学院新教育課程）を通じて、免許状の授与が可能とする方策について、以下の点について更に検討。（続き）

- プログラムの具体的な在り方については、以下の両案の可能性。
 - ・ 特別免許状の授与に当たっての資質能力の立証方法の一類型として、①教科の指導法、②児童生徒理解に係る学修をもって、特別免許状を授与し、勤務しながら免許状の上進に必要な追加の単位を修得するパターン
 - ・ ①・②を含めて、35単位程度の学修によって、全国通用性のある免許状を授与するパターン。授与する免許状については以下の類型を念頭に引き続き検討
 - ・ 既存の免許状とは異なる特別な免許状とする。その授与に当たっては、国が授与することも含めて検討し、全国通用性を持たせる（その検討においては、現行の特別免許状の通用性の在り方についても併せて検討）
 - ・ 既存の普通免許状を取得するための特別な方法の一つとして整理（その際、基礎資格を踏まえれば標準免許状が妥当か）。その際は、教職特別課程も併せて整理が必要
- いずれの場合も、現場での勤務経験を単位として認定すること。その検討においては、大学院の単位の実質化の観点から、単位認定との関係を整理する。
- プログラムを夜間やオンライン等柔軟に実施する。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

- (7) 次期学習指導要領において、現行の学習指導要領の実質化を図る観点から、小学校については、全科の指導を引き続き原則（ジェネラリストは引き続き重要）としつつ、高校・大学改革等を踏まえ、例えば算数・理科等については、専科の普通免許状を新設し、ジェネラリスト（全科）とスペシャリスト（専科）がチームとして学校教育の質を向上する方向で、詳細な設計を検討。その際、中高の数学や理科の免許を取る際に、併せて小学校の該当教科の免許も取ることができる選択肢や、理科と算数など複数教科を教えられる選択肢など、柔軟な制度設計を検討。また、専科免から全科免への転換の道を用意することも検討。

併せて、小学校専科指導優先教科に限らず、中学校の免許に係る教職課程を置く大学は、小学校の免許に係る教職課程を設置可能とすることについて更に検討。これらについては、採用の際の配置や人事上の課題、小学校教育の質担保（CBTの導入含む）など、総合的に検討が必要。

- (8) 高等専門学校卒業者について免許取得の基礎資格とし、教員免許の取得を可能に。

- (9) 高校改革等に対応する観点から、強み専門性の学修を踏まえて、隣接免許・隣接校種がより取りやすくなるよう制度改正を実施。その際、現行においても、中学・高校の免許において特定の教科に関し、教職に関する科目の一部または全部を教科に関する専門的事項で代替できるとされているところ、その拡大も含め、全体として整理が必要。

併せて、大学の学科においてより柔軟に免許が取得できる方策などについて更に検討。更に、各都道府県で高校改革を先導する人材育成に係るNITSによる支援の在り方を検討。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

- (10) 社会人がその勤務を続けつつ、一部の勤務時間において、学校の教育活動を担う取組（在籍型出向）に係る、先進事例の創出。
- (11) 教職員だけでなく、学校に関わる幅広いチーム学校メンバーが学校で働くに当たっての研修機会をPlantを活用するなどして提供（後述）。
- (12) 社会人が途中で入職した場合の、給与等の在り方については、実態を把握した上で、対応策の検討が必要。
- (13) 様々な高度な能力を有する社会人（博士人材（いわゆる「博士教諭」）やオリパラ人材など）の入職の促進方策について検討が必要。
- (14) ある校種・教科の免許を持つ者が、他の校種・教科の免許をより取りやすくする方策について、検討が必要。
- (15) 教師の魅力を伝え、その志望者を増やすための広報戦略が必要。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

3. 今後更に検討・議論が必要な事項

(1) 国と地方の役割分担の在り方

- 特別免許状の授与権限を、都道府県から指定都市に拡大することの可否。
- 免許管理システムの運用保守を含め、都道府県教育委員会の免許事務を、国に移管することの可否（国による授与を含む）。
 - ・ 上記2点の検討においては、現状各都道府県において、一定の予算と人員を確保して実施していることを踏まえ、授与権限の在り方だけではなく、付随する免許事務の在り方や予算の確保、人員など体制の整備も含めての検討が必須。併せて、個々に対応することで生じるコストについて、集約化との比較において検討が必要
 - ・ 免許事務の在り方については、デジタル化への対応の促進も必要
- 不足する免許の校種・教科など、国による教職の需給に係る一定の計画の必要性。
- 大学院におけるプログラム修了者等に対する、国による免許授与の可能性。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(2) NITSの在り方

- 全国の教育委員会や研修センター、学校現場、大学・教職大学院、民間企業等の多様な主体のネットワークをつなぐハブ機能としてのNITSの役割の重要性、設置趣旨を踏まえた役割の抜本的強化。
(養成段階(教育実習の質保証への関与(再掲)、CBT問題作成・掲載含めたPlantの機能強化・管理運営等含む)、採用段階(教員採用選考の共同実施等含む)との関わり方 等)
- 能力立証に基づく多様な人材確保支援の在り方。
 - ・ 教員資格認定試験の在り方
 - ・ NITSにおけるコンテンツ等を活用した能力立証 等(再掲)
- 私立学校教員、社会人入職者・復職教員、ペーパーティーチャー、教員以外のチーム学校のメンバー、教職課程を担う教員などに対する研修機会の充実のためのNITSの関与や支援の在り方。
- 高校改革を先導する人材の育成・資質向上支援の在り方。
- NITSの役割の抜本的強化を実現するための体制整備の在り方。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(3) 教職課程の質担保の在り方

- 教員養成フラッグシップ大学の在り方／教職大学院の在り方の一層の検討。
- 養成・研修の観点や、実験校としての役割を踏まえた、今後の附属学校の在り方の検討（国立大学に対しては、前述のとおり地域の教員養成のハブとして、附属学校との一体的な改革も含め、第5期へ向けて検討を加速）。
- 通学制と通信制の教職課程の組み合わせの可能性。
- 強み専門性を持つ個人を育てることと共に、強み専門性を組織として活かすことの重要性。多様な強み専門性を有する教職員集団の組織としてのパフォーマンスを最大化させることを可能とする校長等管理職の資質向上方策（リーダーシップ、組織マネジメント、業務プロセスの可視化と精選・廃止に係る学修の重要性。強み専門性を持つ教職員が心理的な安全性を確保して活躍できる環境の確保）。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について (審議のまとめ)(令和8年9月17日)

(4) 生成AI時代の教師・学校の役割

- 教育は、教師と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、人間が人間の温かみをもって全ての子供たちに接していく、という考え方の下、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった子供の学びをデザインし、発達を支援する教師・学校の役割の考え方を検討。
- 教育が目指す姿そのものが高くなり、更には別次元のものともなりうることを前提に、次期学習指導要領を念頭に置いた教職課程の改善にとどまらず、教師の役割や子供の学びのスタイル、学校という場に集い対面で学ぶことの意味など含め、将来を見据え、今後の方向性に係る掘り下げた検討／問い直しが必要。
- 検討においては、現場を中心に、大人だけでなく子供の考えや発想も大切にしながら、教師が教育を通じて新たな価値創造を行うことを目指して検討を行うことが必要。

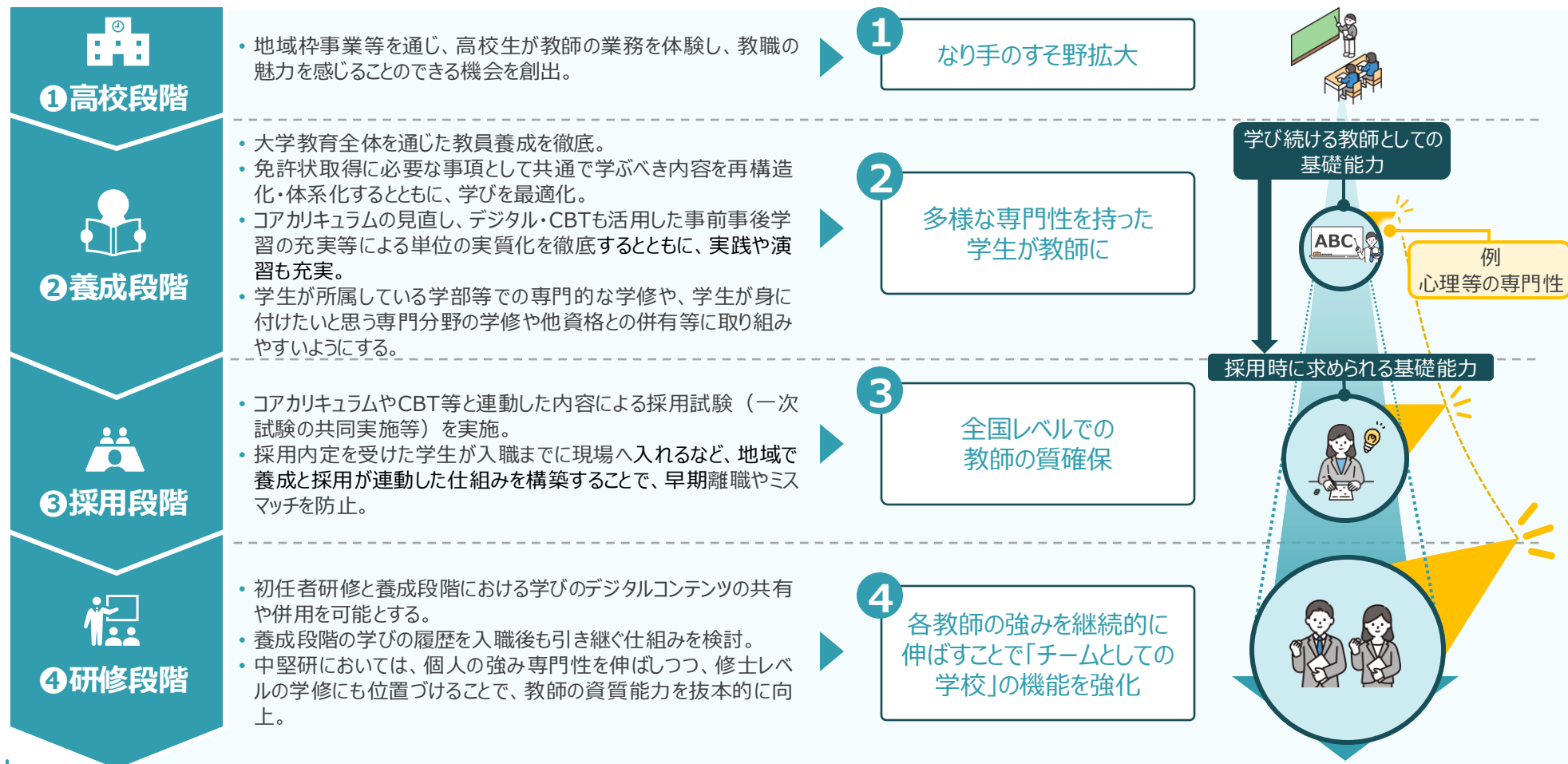
(5) 教師となった者への経済的負担軽減

- 子供の学びと成長を支える人材育成の基盤としての教師に関し、学部段階における教師になった者への奨学金返還支援等の全国的な仕組み構築に向けた制度設計。

養成・採用・研修の各段階における教師の能力育成イメージ

教職課程・免許・大学院課程WG
「今後の教職課程や教員免許制度
の在り方について（二次まとめ）」
令和8年6月16日より抜粋

- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成には、**養成・採用・研修の各段階において**、教職課程の学生や教師が、生涯を通じて**それぞれの強み専門性を伸ばせるような仕組みにしていけることが必要**。
- 養成段階では、**共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、専門的な学修に基づく強み専門性も含めた教員養成**を行う。採用段階では、教師に必要な基礎能力が身に付いているかを測定する。研修では、教職課程及び勤務を通じて**身に付けた強み専門性を更に伸ばせる機会を提供**し、免許の上進がより可能となるようにする。



①から④について大学と自治体や教育委員会等と連携し取り組む

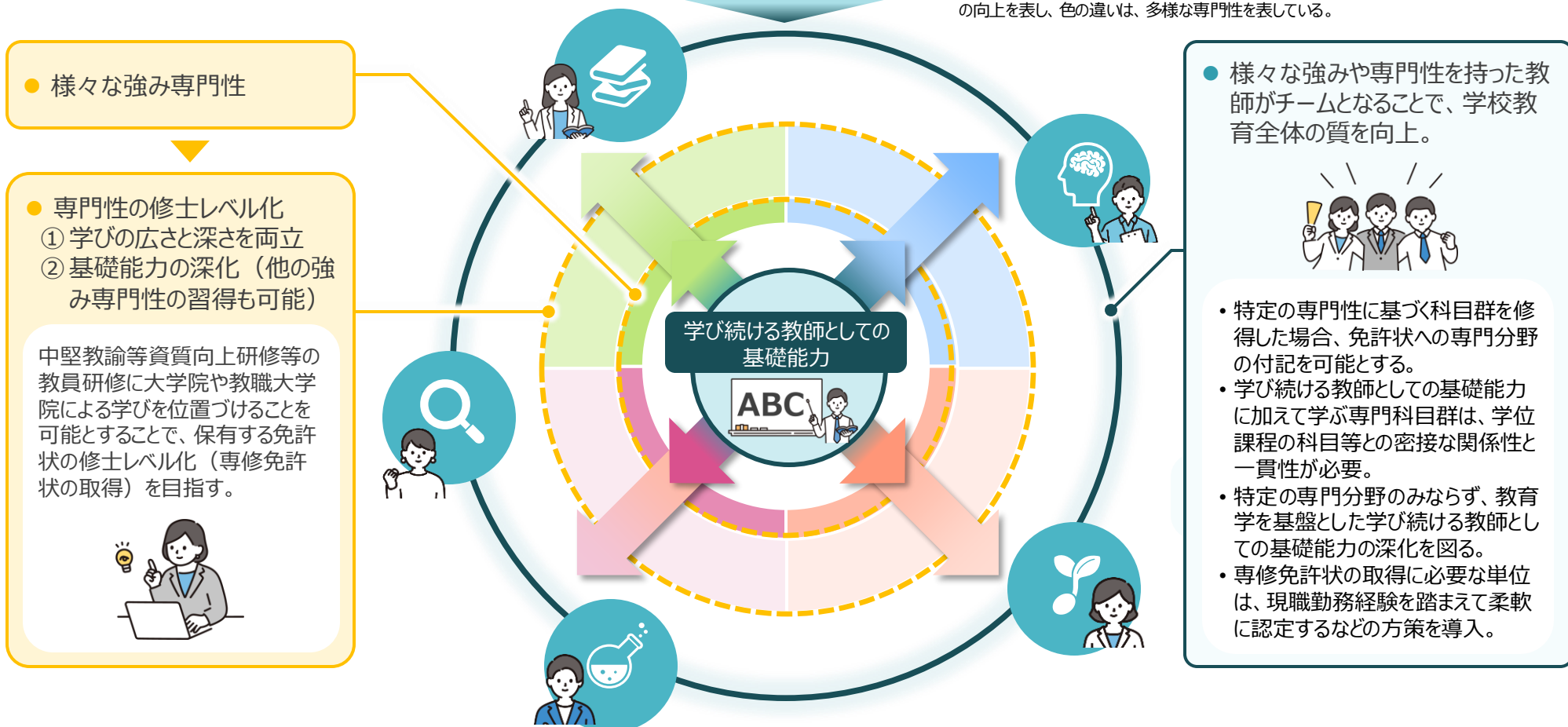
- 大学により多少異なるものの学ぶ内容はほぼ同じ
- 同質性の高い教師集団
- 開放制では学位課程との両立が困難



二種 免許状

- 二種免（短期大学士）と一種免（学士）で免許状の効力は同じだが、二種免は一種免への上進努力義務がある
- 一種免と二種免で学ぶ事項は同じ（単位の積み上げ式）

※「学び続ける教師としての基礎能力」の円から輪が太くなっていくことが入職後の教師の専門性の向上を表し、色の違いは、多様な専門性を表している。



32

教職課程の見直しイメージ～「学び続ける教師としての基礎能力」の考え方①

教員養成・免許制度の原則

- 「大学による教員養成」・・・戦後以降、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的に、教員養成は大学で行うこととした
- 「開放制の教員養成」・・・国・公・私立のいずれの大学でも、制度上等しく教員養成に携わることを可能とする

教職課程・免許・大学院課程WG
「今後の教職課程や教員免許制度
の在り方について（二次まとめ）」
（令和8年6月16日）より抜粋

教員養成部会「論点整理」より

- 教職課程において修得すべき内容やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許状取得に至る総合的な学びの在り方の検討が必要
- 学習指導要領改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討
- 学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき
- 現在の教員免許制度が担保している教員養成の質を落とすことなく、教師の質向上と量的確保の両立を目指す

ワーキンググループでの主な意見

- 教職課程は理論と実践を結合していくなどカリキュラム全体の再構造化が必要
- 個別の要素だけでなく、要素間の関係性を考えながら大括り化し資質能力を展望する発想が重要
- 学びを活かす観点で、学び続ける力、他の教師と協働する力、理論と実践の往還を通じた省察のトレーニングなどが重要
- 専門職として息長くキャリアアップするためには、教師自身の強み・弱み、自らのメンタルや健康状態に向き合う内容も重要
- 次期学習指導要領に対応するために、教職課程においても学生の深い学びが実装されることが必要
- 教職課程を学ぶ学生それぞれが目指す教師像を実現するため、自律的にカリキュラムをデザインするという発想が大事

【見直しの考え方：今一度原点に立ち返り、学位課程も含めた「大学による教員養成」を示す。】

1. 免許状取得に必要な事項・科目区分を右記のように再構成

- 教育の基本と教科等の指導法
- 教育及び幼児、児童又は生徒の理解



2. 新たな教育課題に対応する事項を追加

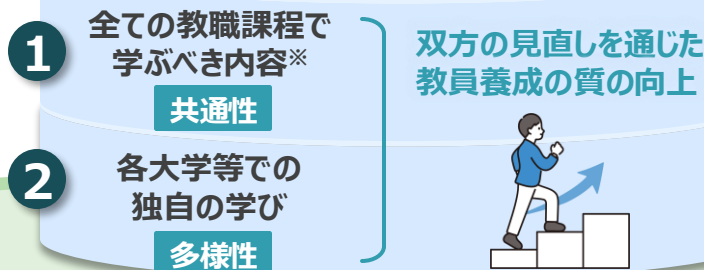
- 次期学習指導要領の基盤となる考え方
- 教員養成フラッグシップ指定大学による先導的な取組



3. 大学と学生の自律的なカリキュラムデザインによる様々な強み専門性を持った柔軟な教職課程の実現

強み専門性の例

- 教科の専門性
- 指導法や児童生徒理解
- 他の免許や資格 等



デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化
自治体や教育委員会等との連携

「大学による教員養成」と「開放制の教員養成」の原則

<幼稚園> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	12
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4
	幼児理解の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		14	2
計		51	31

※上記に加え、免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの討

教職課程・免許・大学院課程WG
「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（二次まとめ）」（令和8年6月16日）より抜粋

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（A）	免許状（B）
幼児教育の基本と指導等に関する科目	- 幼児教育の基本（小学校教育との接続を含む。） ／教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） - 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法 - 保育の内容と方法及び技術 - 各領域に関する専門的事項	12	12
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。※） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2単位 - 幼児理解の理論及び方法 - 家庭や地域との連携・支援、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。） - 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	12	12
教育実習	教育実習（学校体験活動 上限2単位）	5	5
教職実践演習	教職実践演習	2	2
強み専門性に係る内容の学修		20	-
計		51	31

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）

※引き続き、保育士養成課程等検討会における議論も踏まえつつ、保育士養成課程における修得内容との整合性の向上を推進する。また、教育実習と保育実習のそれぞれの内容や関係についても検討する。

＜小学校＞現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免は1単位×10教科、二種免は音楽、図画工作、体育から2教科以上を含み1単位×6教科	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	6
	道徳の理論及び指導法 一種免2単位、二種免1単位		
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位		
	生徒指導の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	5	5
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	教育実践（学校体験活動を含む 上限2単位）		
大学が独自に設定する科目	教職実践演習	2	2
		2	2

計 59 37

※上記に加え、免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）
※加えて、「介護等体験」が必要（小学校、中学校）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（A）	免許状（B）
教育の基本と教科指導等に関する科目	・ 小学校教育の基本／教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） ・ 教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 ・ 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法 ・ 教科及び教科の指導法（デジタル学習基盤の活用を含む。） 1単位×10教科 ・ 道徳の理論及び指導法 免許状（A）2単位、免許状（B）1単位 ・ 総合的な学習の時間の指導法 ・ 特別活動の指導法（学級経営を含む）	18	18
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・ 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 ・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・ 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。※） ・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・ 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 ・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2単位 ・ 生徒指導の理論及び方法 ・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ・ 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	12	12
教育実習	教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む 上限2単位）	5	5
教職実践演習	教職実践演習	2	2
強み専門性に係る内容の学修		20	－

計 57 37

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）

<中学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項	28	12
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免 8単位、二種免 2単位		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 一種免 2単位、二種免 1単位	10	6
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	5	5
	教育実習（学校体験活動を含む 上限 2単位）		
大学が独自に設定する科目	教職実践演習	2	2
		4	4
計		59	35

※上記に加え、免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）
※加えて、「介護等体験」が必要（小学校、中学校）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（A）	免許状（B）
教育の基本と教科指導等に関する科目	・ 中学校教育の基本／教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） ・ 教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 ・ 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法 ・ 教科及び教科の指導法（デジタル学習基盤の活用を含む。） 8単位 ・ 道徳の理論及び指導法 免許状（A）2単位、免許状（B）1単位 ・ 総合的な学習の時間の指導法 ・ 特別活動の指導法（学級経営を含む）	16	16
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・ 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 ・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・ 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。※） ・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・ 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 ・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2単位 ・ 生徒指導の理論及び方法 ・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ・ 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	13	13
教育実習	教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む 上限 2単位）	5	5
教職実践演習	教職実践演習	2	2
強み専門性に係る内容の学修		20	-
計		56	36

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）。

<高等学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項	24
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 4単位	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	8
	特別活動の指導法	
	教育の方法及び技術	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位	
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	3
	教育実習（学校体験活動を含む 上限1単位）	
	教職実践演習	2
大学が独自に設定する科目		12

計 59

※上記に加え、免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（A）
教育の基本と教科指導等に関する科目	- 高等学校教育の基本／教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント及び校種間の接続を含む。） - 教育の方法・技術及びデジタル学習基盤 - 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法 - 教科及び教科の指導法（デジタル学習基盤の活用を含む。） 10単位 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法（学級経営を含む）	18
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。※） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2単位 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 - 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	13
教育実習	教育実習（学校体験活動を含む 上限1単位）	3
教職実践演習	教職実践演習	2
強み専門性に係る内容の学修		20

計 56

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）。

＜特別支援学校教諭＞現行

特別支援教育に関する科目			一 種 免	二 種 免
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16※	8※
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（学校体験活動を含む 上限1単位）		3	3
計			26	16

※ 第二欄科目は、授与を受けようとする特別支援教育領域について、それぞれ以下の単位を修得する。

- 視覚障害者領域・聴覚障害者領域
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて8単位以上（二種免許状は4単位以上）
- 知的障害者領域・肢体不自由者領域・病弱者領域
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて4単位以上（二種免許状は2単位以上）
- 第一欄科目には、特別支援学校の教育に係る理念、歴史、思想と、社会的、制度的又は経営的事項を含む。
- 第二欄科目のうち、「教育課程及び指導法に関する科目」は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含む。
- 知的障害教育の「教育課程及び指導法に関する科目」は、カリキュラム・マネジメントを含む。
- 第三欄科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育、並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含む。

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

特別支援教育に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状 (A)	免許状 (B)
特別な支援を必要とする幼児、児童又は生徒の理解及び教育に関する科目	・ 特別支援学校の教育の基本／特別支援学校の教育課程の意義及び編成の方法（自立活動の意義及び指導法、知的障害特別支援学校の教育課程の編成並びにカリキュラム・マネジメントを含む。） ・ 特別支援教育に関する理念、歴史及び思想 ・ 特別支援教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規並びに特別支援学校の教師の役割及びチーム学校運営への対応を含む。） ・ 障害の状態等に関する基本的理解（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者並びに医療的ケア児に対する理解を含む。）	4	4
障害の種類及び状態等に応じた教育に関する科目	・ 障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理 ・ 障害のある幼児、児童又は生徒に対する指導法（重複障害のある幼児、児童又は生徒に係る指導法及び障害のある幼児、児童又は生徒の指導・支援におけるデジタル学習基盤の活用を含む。）	6※	6※
障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		2	2
特別支援教育の実践に関する総合的な演習		2	2
特別支援教育に関する選択科目（※）		9	2
計		23	16

- ※ 「障害の種類及び状態等に応じた教育に関する科目」は、授与を受けようとするそれぞれの特別支援教育領域について、それぞれ、以下の単位を修得する
 - 視覚障害者領域・聴覚障害者領域
「心理、生理及び病理」に関する科目1単位以上、「指導法」に関する科目2単位以上を含む、合わせて6単位以上修得するものとする。
 - 知的障害者領域・肢体不自由者領域・病弱者領域
「心理、生理及び病理」に関する科目1単位以上、「指導法」に関する科目2単位以上を含む、合わせて3単位以上修得するものとする。
- ※ 「特別支援教育に関する選択科目」は、特別支援教育に関する科目として上記の表に定める科目その他大学が独自に設定する特に必要な科目とする。

<養護教諭> 現行

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	2
	学校保健	2	1
	養護概説	2	1
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2
	解剖学・生理学	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2
	精神保健	2	2
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1 単位		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	6	3
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	5	4
	養護実習（学校体験活動を含む 上限 2 単位）		
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		7	4

計 56 42

※上記に加え、免許法施行規則第 6 条の 6 に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各 2 単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状 (A)	免許状 (B)
養護等に関する科目	・衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） ・学校保健 ・養護 教育学 又は 養護 教育概論 ・健康相談活動の理論 及び 方法 ・栄養学（食品学を含む。） ・解剖学・生理学 ・「微生物学、免疫学、薬理概論」 ・精神保健（ 臨床心理学を含む。 ）・ 社会福祉 ・看護学（臨床実習及び救急処置を含む。） 8 単位以上 ・ 道徳の理論及び指導法 ・ 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 ・ 特別活動の指導法（学級経営を含む） ・教育の方法・ 技術及びデジタル学習基盤 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） ・ 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法	26	26
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・ 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的 及び 経営的事項（ 教育法規を含む。 ※） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・ 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2 単位 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・ 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用		
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	・教育実践演習	4	4
教育実習	・養護実習（学校体験活動を含む）	2	2
教職実践演習	・教職実践演習	2	2
強み専門性に係る内容の学修		10	-

計 53 43

※「学校と地域との連携及び学校安全への対応」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）。

＜栄養教諭＞現行

基礎資格	
一種免許：管理栄養士免許又は 管理栄養士養成施設の課程修了 (124単位(専門82単位)～)	二種免許： 栄養士免許 (50単位～)



栄養に係る教育及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
	食に関する指導の方法に関する事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1 単位	6	3
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
教育実践に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	栄養教育実習		
	教職実践演習		

計 22 14

※上記に加え、免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各 2 単位の修得が必要（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）

※普通免許状の中で**一種免許状が標準的**なものとされており、二種免許状保有者は、**一種免許状へ上進する努力義務**がある。
※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する**個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましい**。

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの修正案

基礎資格	
免許状（A）：管理栄養士免許又は 管理栄養士養成施設の課程修了 (124単位(専門82単位)～)	免許状（B）： 栄養士免許 (50単位～)



栄養に係る教育及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	免許状（A）	免許状（B）
栄養に係る教育等に関する科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項 ・ 道徳の理論及び指導法 ・ 総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法 ・ 特別活動の指導法（学級経営を含む） ・教育の方法・ 技術及びデジタル学習基盤 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） ・ 指導及び評価の計画・実施に関する理論と方法	9	9
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・ 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的 及び 経営的事項（ 教育法規を含む。※ ） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・ 幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 及び基礎的環境の整備・合理的配慮の提供 2 単位 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・ 教育データの活用及び人工知能／情報機器の活用	11	11
教育実習	・栄養教育実習	2	2
教職実践演習	・教職実践演習	2	2
「 強み専門性 」のために追加的に修得すべき内容は設定しない 「 強み専門性 」は、少なくとも、管理栄養士養成施設の課程修了等の場合に設定できるものと整理 （具体的な方向性については、「強み専門性」の全体的な制度設計との整合を図るべき）			

計 24 24

※「**学校と地域との連携及び学校安全への対応**」についても、これまで通り本項目の中で扱うこととする（具体的な位置づけについては引き続き検討）。

※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する**個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましいとする方針を維持**。